

2013年7月4日
全5頁

<入門 欧州経済> 第2回

EUとユーロ圏

経済調査部 研究員
矢澤 朋子

皆さんは欧州へ旅行に行った経験があるでしょうか？日本の旅行者に人気の高い欧州の国々（フランス、イタリア、スペイン、ドイツなど）では、国が異なっても「ユーロ」という通貨が使用でき、驚いたことはないでしょうか。しかし、例えばユーロスターでパリからロンドンへ移動してみて、「英国ではユーロが使えない!？」と慌てて為替の両替をした経験はないでしょうか？

同じ欧州の国々でも通貨ユーロが流通している国々とそうでない国々があります。EU（欧州連合）に加盟している国々すべてでユーロが流通しているわけではなく、ユーロを導入しているEU加盟国（＝ユーロ圏）でのみユーロが流通しています¹。EUとユーロ圏の違いとは何でしょうか？

EUとは、第1回「EU成立の経緯」で触れたとおり、2013年7月現在、欧州の28か国から成る地域集合体です。人、物、資本の移動に関する障壁の多くを取り払い、単一市場を形成しています。対してユーロ圏とは、EUに加盟している国々のうち、単一通貨ユーロを導入し、金融政策を欧州中央銀行（ECB）に委ねている国々のことです²。2013年7月時点でEU 28か国のうちユーロ圏は17か国となっていますが、EU加盟国といえども、条件を満たせなければユーロを導入することができません。

EU加盟国 (28か国)		ユーロ圏 (17か国)		
単一市場の設立	英国	単一通貨ユーロ導入 ECBによる金融政策 財政規律の遵守		
【使命】	クロアチア	アイルランド	ギリシャ	フランス
平和	スウェーデン	イタリア	スペイン	ベルギー
欧州統一	チェコ	エストニア	スロバキア	ポルトガル
安全保障	デンマーク	オーストリア	スロベニア	マルタ
経済的・社会的団結	ハンガリー	オランダ	ドイツ	ルクセンブルク
欧州の独自性と多様性	ブルガリア	キプロス	フィンランド	
価値観の共有	ポーランド			
	ラトビア			
	リトアニア			
	ルーマニア			

(出所) ECB、EU、「Europe in 12 lessons」欧州委員会、『EUの知識<第15版>』藤井良広著、日本経済新聞出版社、2010年より大和総研作成

1) EU加盟国の特別領域の一部、およびEU非加盟国の一部（モナコやバチカン等）でもユーロを使用している国がある。
2) 経済通貨同盟（EMU）の第三段階にあるということ（第1回「EU成立の経緯」2013年6月27日参照）。

ユーロ導入の条件

ユーロの導入とは、ただ自国通貨を放棄すればいいだけということではありません。経済政策には財政政策と金融政策があり、自国の経済状況に合わせて両者を組み合わせることにより、経済を望ましい方向へ導きます。しかし、ユーロ導入国は自国の中央銀行ではなく E C B の金融政策に従わなければなりません。つまり、E C B の金融政策に従うということは、国の経済状況を調整する 2 つの政策のうち 1 つを放棄するということになります。

E C B の金融政策はユーロ圏全体の経済状況を考慮して実施されるため、ある国にとってはプラスに、ある国にとってはマイナスに作用する可能性があります。例えば、E C B が金融緩和を行うと（市場により多くのお金が出回ると）、デフレ（物価下落）に陥っていた国ではデフレが解消され、経済が活発化します³。一方インフレ（物価上昇）に悩まされていた国ではさらにインフレが激しくなり、国民の実質賃金が減少、生活水準が下がってしまいます。ユーロ導入国間でこのような金融政策の効果の差が出ないように、ユーロを導入する国々の経済的な相違をなるべく小さくする必要があります。また、ある国の経済状況が他国と比べて良くないことでユーロに対する信頼が失墜した場合、健全な国々にまで悪影響を及ぼす可能性もあります。そのため、ユーロ導入には収斂基準とよばれる以下の 4 項目（財務状況には 2 つあるので、5 つの条件）が設けられています⁴。

1. 価格安定性

インフレ率は、最もインフレ率の低い 3 か国の平均インフレ率から 1.5% ポイントを超えてはならない
そして、その状態を 1 年間以上維持しなくてはならない

2. 財務状況

財政収支赤字を GDP 比で 3% 以内、公的債務残高を同 60% 以下に留めなくてはならない

3. 為替レートの安定

少なくとも過去 2 年間は自国通貨の切り下げを行うことなく、為替変動メカニズム（E R M）の標準変動率を守らなくてはならない

4. 金利

少なくとも過去 1 年間は、最もインフレ率の低い 3 か国の長期金利の平均から 2% 以上変動してはならない

ユーロ導入のメリット、デメリット

ユーロ導入の条件は非常に厳しいものです。そして、導入後も安定成長協定と呼ばれる財政規律⁵を守らなくてはなりません。しかし、1999 年当時、それでも多くの国々がユーロ導入を目指してい

3) デフレは「物価下落→企業収益減少→給与減少→消費減少→更なる物価下落」というスパイラルに陥るリスクがある。金融緩和で市場に多くのお金を出回らせることによって、物価下落を食い止め、デフレスパイラルを断ち切る。

4) ただし、各国の実態に配慮した例外条項がある。

5) 財政収支赤字 GDP 比 3% 以内、公的債務残高同 60% 以下になるように効率的に取り組んでいること。達成できない場合は同 0.5% を上限に制裁金が科される。

たのは、ユーロ導入によるメリットが非常に大きいものだからです。例えば為替リスクや為替コストの削減により、ユーロ圏内での貿易の増加や圏内・圏外旅行者の増加、企業コストの減少などが挙げられます。一方、ユーロ導入のデメリットもあります。導入国が財政規律を守るよう努力しているとはいえ、それを守れず過大な財政赤字を抱えてしまう場合もあります。その結果、ユーロに対する信頼が低下し、ユーロ安に陥ったり、国債利回りが上昇（価格が低下）し借入コストが増加したりする事があります。2009年後半のギリシャに端を発した「欧州ソブリン危機」がこれに当たります。財政危機に陥った国だけでなく、その他ユーロ圏諸国にも大きな影響を与え、EUを通じて財政危機国に多額の資金援助を行わなくてはなりません。この問題は、いまだ収束していません。

なぜ、英国はユーロを導入していないのか？

ところで、英国はユーロ圏には含まれていません。英国は名目GDPでEUの約15%、人口では約12%と、EUで3番目の経済規模を持つ大国です。EU各国がユーロ導入を決めた1997年当時、英国の公的債務残高（対GDP比）は49.8%とドイツ（59.8%）やフランス（59.2%）より低く、

収斂基準を満たしていました。また財政赤字（同）も2.2%とドイツ（2.8%）とほぼ同水準で、フランス（3.3%）の方が悪い状況でした。なぜ、英国はユーロを導入しなかったのでしょうか？

2012年 EU28に占める割合 (%)

	人口	名目GDP
ドイツ	16.1	20.4
フランス	12.9	15.7
英国	12.4	14.7
イタリア	12.0	12.1
スペイン	9.1	8.1
オランダ	3.3	4.6
スウェーデン	1.9	3.2
ブルガリア	1.4	2.9
ベルギー	2.2	2.9
オーストリア	1.7	2.4
ハンガリー	2.0	1.9
フィンランド	1.1	1.5
ギリシャ	2.2	1.5
ポルトガル	2.1	1.3
アイルランド	0.9	1.3
デンマーク	1.1	1.2
ルーマニア	4.2	1.0
ラトビア	0.4	0.8
スロバキア	1.1	0.6
ルクセンブルク	0.1	0.3
クロアチア	0.9	0.3
チェコ	2.1	0.3
スロベニア	0.4	0.3
ポーランド	7.6	0.3
リトアニア	0.6	0.2
キプロス	0.2	0.1
エストニア	0.3	0.1
マルタ	0.1	0.1

(注1) 名目GDPの割合の高い順

(注2) ピンク部分は名目GDP上位5位

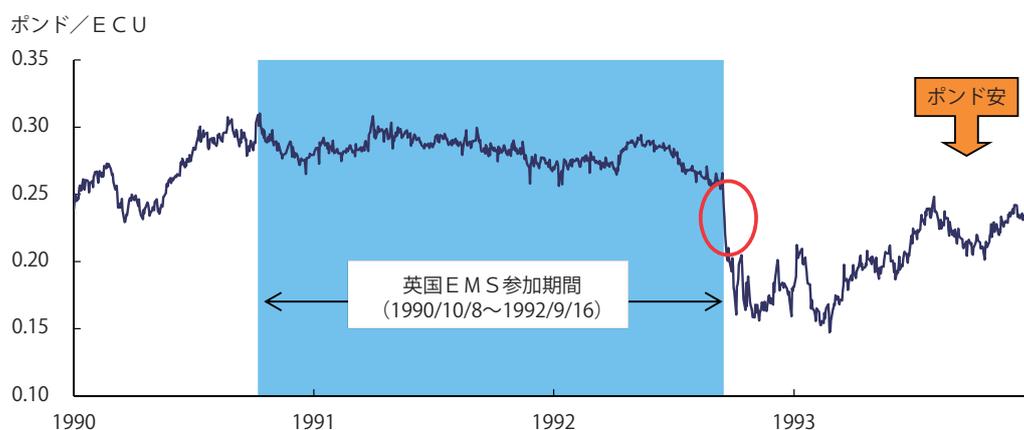
(出所) Eurostatより大和総研作成

国家主権の維持とポンド危機

英国は1973年1月にEUの前身である欧州共同体（EC）に加盟しました。1979年に誕生したマーガレット・サッチャー首相率いる保守党政権は、EU市場の強化・拡大には賛成していましたが、通貨統合や政治統合は明確に拒否する姿勢を示していました。それは、経済政策に関する「国家主権」を放棄してはならないという信念からくるものでした。しかし、欧州統合からはずれた英国が孤立することを懸念した国民との間に溝が生まれ、1990年10月、保守党政権はついに欧州通貨制度（EMS）に参加するに至りました⁶。EMSへの参加はユーロ導入の条件となっており、EMS参加で英国は外為市場でのポンド変動幅を基準相場から上下6%内に抑える義務を負うことになりました（事実上の固定相場）。

6) サッチャー氏は、1990年の党首選で十分な得票数を得られず、1990年11月28日に英国首相及び保守党党首を辞任。

1992年7月17日にドイツが金融引き締め⁷を行ったのをきっかけに、ドイツマルクが急騰（＝その他EMS参加国の通貨安）しました。EMSにおける英国ポンドの基準相場はもともと実体より高く設定されていたこともあり、特にポンド安が進みました。英国中央銀行やG7⁸はドイツマルク売り・ポンド買いの市場介入を行い、英国ポンドの減価を食い止めようとしてきました。しかし、その勢いは止まらず、9月16日、英国は一日に二度最低貸出金利を大幅に引き上げました⁹。翌17日、とうとう英国は市場介入によるポンド価値の維持を諦め、EMSを離脱しました。この出来事は「ポンド危機」などと呼ばれます¹⁰。



(注) ECUとは、ユーロが誕生する前に使用されていたバスケット通貨

(出所) Bloomberg、『EU通貨統合』桜井錠治郎著、社会評論社、1997年より大和総研作成

このポンド危機の原因は、EMSの事実上の固定相場を保つために、英国が自国の実体経済に適していない金融政策の運営を迫られたことです。そのため過大評価されていたポンドは、ジョージ・ソロス氏などのヘッジファンドによって大量の空売りの対象とされ¹¹、ポンドの大暴落が引き起こされました。EMS離脱後の英国は金融緩和を行い、自国の経済を立て直すのに尽力しました。

英国は1993年8月にマーストリヒト条約(欧州連合条約)を議会で批准していますが、そこでは「英国政府および議会のそれぞれの決定がない限り、EMUの第三段階への移行に責任は持たない」と適応除外(Opt-Out)を受けています。上述したポンド危機の経験が「適応除外」を取り付けた大きな理由の一つと言えます。

デンマークも英国と同様の適応除外を受けており、ユーロを導入していません。デンマークが適応除外を受けた背景には、「マーストリヒト条約を発効させる」というEUの大きな目的がありました。

7) ドイツは公定歩合(中央銀行が金融機関に対して貸出を行う際に適用される金利)を8.0%から8.75%に引き上げた。

8) 先進7か国(Group of Seven)と和訳され、米国、ドイツ、フランス、英国、イタリア、カナダ、日本のこと。

9) 1992年9月16日は、ブラック・ウェンズデー(暗黒の水曜日)と呼ばれる。

10) この時、英国ポンドだけでなくイタリアリラも大幅に減価し、英国と同様に9月17日にEMSからの離脱を余儀なくされた。イタリアは、1996年11月にEMSに復帰。

11) ポンドの下落局面でポンドを売り込み、売った価格よりも下落した時点で安く買い戻し、その差額を利益とした。

マーストリヒト条約はこれに調印したすべての国によって批准されて、初めて発効します。しかし、1992年6月2日、デンマークで行われたマーストリヒト条約批准についての国民投票は、これを否決しました。そこで、条約発効に必要なデンマークにおける二回目の国民投票を可決に持ち込むため、「デンマークがE M U第三段階に参加しない場合は、デンマークを適応除外とする」¹² という項目がマーストリヒト条約に盛り込まれました。デンマークは、1993年5月18日、二回目の国民投票を行い、マーストリヒト条約を批准しました。

スウェーデンもユーロを導入していませんが、英国やデンマークのようにマーストリヒト条約の適応除外を受けていません。スウェーデンは1995年1月1日にEUに加盟した後、2003年9月14日にE M U参加をめぐる国民投票を実施しました。結果は、賛成42.0%、反対55.9%と「反対派」が勝利しました。よって、スウェーデンはユーロの導入をしないという姿勢を明確にし、(収斂基準のひとつである)通貨変動メカニズムへの参加をしていません¹³。

(以上)

12) 通貨統合、共通防衛政策、欧州市民権、内務司法協力の各規定の適用を免除(『E U通貨統合』桜井錠治郎著、社会評論社、1997年)。

13) 2003年時点の財政赤字(対G D P比%)は1.0%、公的債務残高(同)は51.7%と収斂基準を満たしていた。また、インフレ率も安定した推移をしているので、E Uからはユーロ導入ができない国とは異なると認識されている。欧州連合条約の下では、その他のE U加盟国と同様に、ユーロ導入を求められる。

http://ec.europa.eu/economy_finance/euro/adoption/who_can_join/